

令和 2 年 7 月 2 1 日
関 東 信 越 厚 生 局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 安光 達雄（やすみつ たつお）（52歳）
施 術 所 名 PCY接骨院
施 術 所 所 在 地 東京都新宿区百人町4-6-1 PCYビル1F
開 設 者 安光 達雄

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和2年7月22日 （当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

保険者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ不正請求の疑義が生じたため、平成31年2月から令和2年3月まで計8日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由

（1）監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際には行っていない施術を行ったとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（架空請求）
- ② 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（付増請求）

（2）監査時に判明した不正請求額

平成26年4月から平成30年5月施術分
合計175人分 金額4,149,575円